青森県特別栽培農産物認証表示規程

青森県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）に基づく認証票の種類、規格、表示方法、管理等については、次のとおりとする。

第１　認証票の種類及び規格

１　認証票の種類及び規格は別記１のとおりとする。

２　認証票は、特別栽培農産物の１種類とする。

第２　表示方法

１　認証票の表示は、原則としてシールによることとする。

２　農作物の形態や販売方法等により、シール以外の方法による表示が適当である場合は、知事の了承を得て他の方法で表示することができるものとする。

３　認証票の表示は農産物個々又は最終消費者へ販売するときの容器別の単体とする。

　ただし、認証農産物としての最終消費者を特定でき、当該消費者から単体表示でないことについて了解が得られている場合は箱表示等もできるものとする。

４　認証農産物には、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく表示を併用するものとする。（別記２の表示例参照）

５　認証農産物等のみを販売するコーナー等において、ガイドラインに定められた一括表示事項及び一括表示とは別にする事項をパネル等により消費者に対して表示するときは、認証農産物への表示は認証票の貼付のみで足りる。

第３　作成申込み

認証を受けた者は、第４に規定する県の指定する団体に認証票の作成を申し込むものとする。

第４　認証票の作成及び配付を行う団体の指定

県は、認証票の作成及び配付業務を、県が指定する団体（以下「指定団体」という。）に行わせる。

第５　認証票の管理

１　認証を受けた者は、作成又は配付された認証票の使用状況を記録し、適正に管理しなければならない。

２　認証を受けた者は、認証票の使用記録を要綱第１５に基づく実績報告をした日から３年間保管しなければならない。

３　使い残した認証票は、県の指示に従って、管理又は廃棄するものとする。

第６　経費負担

１　認証を受けた者は、認証票の作成及び配付に要する費用（事務費を含む。）について指定団体の指示により支払うものとする。

２　既に支払われた認証票の作成及び配付に要する費用は返還しないものとする。

第７　その他

この規程に定めるもののほか、特別栽培農産物認証票に関して必要な事項は別に定めるものとする。

付則

１　この規程は平成１１年６月１５日から施行する。

２　平成１３年１２月１２日の改正は、同日から適用する。

３　平成１５年１１月４日の改正は、平成１６年４月以降に収穫される農産物から適用する。

（別記１）

特別栽培農産物の認証票

大：縦６０㎜×横８０㎜

中：縦３５㎜×横４５㎜

小：縦２０㎜×横２５㎜

（大）

（中）

（小）

（別記２）

青森県特別栽培農産物の表示について

1　「農林水産省新ガイドライン表示」、「節減対象農薬の使用状況」は、必ず表示する。

2　「節減対象農薬の使用状況」の使用資材名は、**有効成分** を記載する。

（表示例）

①青森県認証票

農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培農産物 節　減　対　象　農　薬：青森県地域比〇割減 化学肥料（窒素成分）：青森県地域比〇割減
栽培責任者：（氏名、住所、連絡先） 確認責任者：（氏名、住所、連絡先） 精米確認者：（氏名、住所、連絡先）

②ガイドラインで定められた一括表示事項

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用　　途	回数・量
〇〇〇〇〇	殺　　菌	１回
△△△△△	殺　　虫	２回
□□□□□	除　　草	１回

③ガイドラインで定められた一括表示事項とは別に表示

ガイドラインに基づく表示